



海外勤務期間が短縮された場合の取扱い

第284回

能見さん：みらい先生、こんにちは。ご無沙汰しております。

みらい：こんにちは。お久しぶりですね。確か能見さんは昨年10月から2年間の予定でバンコク支店に赴任されていましたよね。タイでの生活は慣れましたか？

能見さん：その予定だったのですが、実は新型コロナウイルスの「オミクロン株」感染拡大の影響もあり、1月末に帰国して2月から日本で勤務しています。突然の本社辞令だったのですが、状況が落ち着いたら再度タイでチャレンジしたいと思っています。

みらい：そうでしたか。それは突然のことで大変でしたね。

能見さん：ところで以前みらい先生から2年間の海外勤務期間中は「非居住者」になるので、日本で所得税は課税されないとうかがいました。しかし、今回のように短期間で帰国した場合には「非居住者」に該当しなくなりますよね。海外勤務期間(昨年10月から今年1月分)の給与について改めて日本で所得税が課税されるのでしょうか？

みらい：出国時には海外勤務期間が1年以上の予定だったので、たとえ1年未満で帰国したとしても海外勤務期間中は「非居住者」となります。過去にさかのぼって日本の所得税の計算を修正する必要はありません。

能見さん：実際に居住していた期間でなく、当初の海外勤務予定期間によって日本で課税されるかどうか決まるということですか？

みらい：そのとおりです。「居住者」「非居住者」の判定はあくまでも「出国時の海外勤務期間の見込みがどうであったか」が基準になります。

能見さん：そうですか。安心しました。ところで今年の年末調整はどのように行うのでしょうか？

みらい：能見さんは2月から「居住者」となっているため、今年の12月末に年末調整を行う必要があります。

能見さん：その年末調整では、海外勤務期間である

1月分の給与も含めて計算することになりますか？

みらい：12月末に日本の「居住者」であれば通常どおりの年末調整を行う必要があります。その際、年末調整の対象は、あくまでも「居住者」であった期間である2月分以降の給与が該当します。「非居住者」期間分である1月分の給与については年末調整の対象にはなりません。

能見さん：なるほど。今回の年末調整では2月以降の11カ月分の給与が対象になるとのことですが、配偶者控除や扶養控除の計算はどうなりますか？

みらい：11カ月分の給与が年末調整の対象であったとしても、配偶者控除や扶養控除は国内で勤務する従業員と同様の取り扱いとなります。つまり、1年分の控除を受けることができます。

能見さん：それはよかったです。ところで7月に1月から6月が計算期間の賞与が支給されますが、海外勤務期間である1月分に対応する賞与への課税はどうなりますか？

みらい：賞与の計算期間に海外勤務期間が含まれていても、能見さんは賞与支給時点では「居住者」のため、支給される賞与の全額が日本で課税されます。「居住者」は全世界所得に対して課税されるため、1月分の海外勤務期間に対応するいわゆる「国外源泉所得」についてもその全額が日本で課税対象になります。

能見さん：そうですか。海外赴任についての税金は複雑ですね。また海外に行けるように、今は日本で頑張ろうと思います。ありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内10拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)

JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：<http://www.miraic.jp/>